

特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワーク役員の利益相反防止のための規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワークの役員の「利益相反に該当する事項」について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 この規程は、特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワークの役員に対して適用する。

(議決権への不参加)

第3条 特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワークの役員は、自身が関係する議案について役員会および車座会議において議決に参加する事が出来ない。尚、意見の表明等はその限りではない。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、監事の同意及び役員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021年9月20日から施行する。(2021年9月13日役員会決議)